

第2問 平成31年第37問

問題

司法書士法務直子は、平成31年1月4日に事務所を訪れたスター株式会社の代表者から、別紙1から別紙9までの書類のほか、登記申請に必要な書類の提示を受けて確認を行い、別紙12のとおり事情を聴取し、登記すべき事項や登記のための要件などを説明した。そして、司法書士法務直子は、スター株式会社の代表者から必要な登記の申請書の作成及び登記申請の代理の依頼を受けた。

また、司法書士法務直子は、同年3月18日に事務所を訪れたスター株式会社の代表者から、同月28日に開催される予定の定時株主総会で決議すべき事項及び当該株主総会の議事録の作成に関する相談を受け、別紙10の第1号議案から第4号議案までの議案のうち、第2号議案及び第4号議案が記載されていない株主総会招集通知の案の提示を受けた。司法書士法務直子は、その内容を検討し、法令遵守の観点を踏まえ、別紙10の第2号議案及び第4号議案を当該案に追加することを助言した。同月28日、スター株式会社は、当該助言に基づいて定時株主総会を開催し、別紙10を作成した。

さらに、司法書士法務直子は、同年4月3日に事務所を訪れたスター株式会社の代表者から、別紙10及び別紙11の書類のほか、登記申請に必要な書類の提示を受けて確認を行い、別紙13のとおり事情を聴取し、登記すべき事項や登記のための要件などを説明した。そして、司法書士法務直子は、スター株式会社の代表者から必要な登記の申請書の作成及び登記申請の代理の依頼を受けた。

司法書士法務直子は、これらの依頼に基づき、登記申請に必要な書類の交付を受け、管轄登記所に対し、同年1月7日及び同年4月8日にそれぞれの登記の申請をすることとした。

以上に基づき、次の問1から問4までに答えなさい。

問1 平成31年1月7日に司法書士法務直子が申請した登記のうち、東京法務局港出張所に申請する登記の申請書に記載すべき登記の事由、登記すべき事項、登録免許税額並びに添付書面の名称及び通数を第37問答案用紙の第1欄に記載しなさい。

ただし、登録免許税額の内訳については、記載することを要しない。

問2 問1の登記の申請書に添付した株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）に記載すべき株主の氏名又は名称を第37問答案用紙の第2欄に記載しなさい。ただし、記載する株主の人数は、法令が定める最小限の範囲とする。

問3 平成31年4月8日に司法書士法務直子が申請した登記に関し、当該登記の申請書に記載すべき登記の事由、登記すべき事項、登録免許税額並びに添付書面の名称及び通数を第37問答案用紙の第3欄に記載しなさい。ただし、登録免許税額の内訳については、記載することを要しない。

問4 平成31年3月18日に司法書士法務直子がスター株式会社の代表者に対して助言した事項について、そのように助言した理由を第37問答案用紙の第4欄に記載しなさい。

(答案作成に当たっての注意事項)

- 1 登記申請書の添付書面については、全て適式に調べられており、所要の記名・押印がされているものとする。
- 2 登記申請書の添付書面については、他の書面を援用することができる場合には、これを援用しなければならない。
- 3 登記申請書の添付書面のうち、就任承諾を証する書面を記載する場合には、資格及び氏名を特定して、記載するものとする。
- 4 スター株式会社及びムーン株式会社の定款には、別紙1から別紙10までに現れている以外には、会社法の規定と異なる定めは、存しないものとする。
- 5 スター株式会社及びムーン株式会社は、設立以来、最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上となったことはないものとする。
- 6 別紙中、(略)と記載されている部分には、有効な記載があるものとする。
- 7 被選任者及び被選定者の就任承諾は、選任され、又は選定された日に適法に得られているものとする。
- 8 平成31年1月7日及び同年4月8日に申請した登記に関し、官庁の許可又は官庁への届出を要する事項はないものとする。
- 9 申請書に会社法人等番号を記載することによる登記事項証明書の添付の省略は、しないものとする。
- 10 東京都港区は東京法務局港出張所、東京都品川区は東京法務局品川出張所の管轄である。
- 11 登記の申請に伴って必要となる印鑑の提出手続は、適式にされているものとする。
- 12 数字を記載する場合には、算用数字を使用すること。
- 13 登録免許税額の算出について、登録免許税法以外の法令による税の減免の規定の適用はないものとする。
- 14 訂正、加入又は削除をするときは、訂正は訂正すべき字句に線を引き、近接箇所に訂正後の字句を記載し、加入は加入する部分を明示して行い、削除は削除すべき

字句に線を引いて，訂正，加入又は削除をしたことが明確に分かるように記載すること。ただし，押印や字数を記載することは要しない。

15 登記申請の解怠については，考慮しないものとする。

別紙 1

【平成 30 年 11 月 20 日現在のスター株式会社に係る登記記録の抜粋】

商号 スター株式会社

本店 東京都港区甲町 1 番地

公告をする方法 官報に掲載してする。

会社成立の年月日 平成 20 年 7 月 1 日

目的 1 イベントの企画
2 飲食店の経営
3 前各号に附帯する一切の業務

発行可能株式総 4000 株

発行済株式の総数並びに種類及び数

発行済株式の総 1000 株

資本金の額 金 4 億円

株式の譲渡制限に関する規定

当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を要する。

役員に関する事項 取締役 A 平成 29 年 11 月 15 日重任
取締役 B 平成 29 年 11 月 15 日重任
取締役 F 平成 29 年 11 月 15 日重任
横浜市中区丁町 1 番地
代表取締役 A 平成 29 年 11 月 15 日重任
監査役 P 平成 29 年 11 月 15 日重任
監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある。

取締役会設置会社に関する事項 取締役会設置会社

監査役設置会社に関する事項 監査役設置会社

登記記録に関する事項 平成 25 年 10 月 1 日東京都新宿区乙町 1 番地から本店移転

別紙 2

【平成 30 年 11 月 20 日現在のスター株式会社の定款の抜粋】

第 3 章 株主総会

(招集)

第 9 条 定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から 2 か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要があるときに随時これを招集する。

(決議の方法)

第 11 条 株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合のほか、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって決する。

② 会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって決する。

第 4 章 取締役

(取締役の員数)

第 12 条 当社の取締役は、5 名以内とする。

(取締役の任期)

第 14 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第 5 章 監査役

(監査役の員数)

第 17 条 当社の監査役は、2 名以内とする。

(監査の範囲)

第 18 条 監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限定する。

(監査役の任期)

第 20 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

※補欠又は増員により選任された役員任期に関する規定はない。

別紙 3

【平成 30 年 11 月 20 日現在のムーン株式会社に係る登記記録の抜粋】

商号 ムーン株式会社

本店 東京都品川区丙町 1 番地

公告をする方法 官報に掲載してする。

会社成立の年月日 平成 19 年 9 月 3 日

目的 1 飲食店の経営

2 前号に附帯する一切の業務

発行可能株式総数 1000 株

発行済株式の総数並びに種類及び数

発行済株式の総数 100 株

資本金の額 金 1 億円

株式の譲渡制限に関する規定

当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を要する。

役員に関する事項 取締役 H 平成 29 年 6 月 20 日重任

取締役 I 平成 29 年 6 月 20 日重任

東京都渋谷区丁町 1 番地

代表取締役 H 平成 29 年 6 月 20 日重任

監査役 Q 平成 29 年 6 月 20 日重任

監査役設置会社に関する事項 監査役設置会社

登記記録に関する事項 設立

別紙 4

【平成 30 年 11 月 20 日現在のスター株式会社の株主名簿の抜粋】

取得年月日に関する記載は省略

	住所・氏名	株式数
1	横浜市中区丁町 1 番地 A	200 株
2	さいたま市浦和区戊町 1 番地 B	200 株
3	東京都中央区甲町 1 番地 C	200 株
4	東京都文京区甲町 1 番地 D	150 株
5	東京都品川区丙町 1 番地 ムーン株式会社	150 株
6	東京都目黒区乙町 1 番地 E	100 株

別紙 5

【平成 30 年 11 月 20 日現在のムーン株式会社の株主名簿の抜粋】

取得年月日に関する記載は省略

	住所・氏名	株数
1	東京都渋谷区丁町 1 番地 H	35 株
2	大阪市北区乙町 1 番地 I	35 株
3	東京都港区甲町 1 番地 スター株式会社	25 株
4	東京都品川区丙町 1 番地 ムーン株式会社（自己株式）	5 株

【平成30年11月13日付けの吸収合併契約書】

吸収合併契約書

スター株式会社（以下「甲」という。）とムーン株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（合併の方法）

第1条 甲及び乙は合併して、甲は存続し、乙は解散するものとする。

2 本契約当事者の商号及び住所は、次のとおりである。

甲【吸収合併存続会社】

東京都港区甲町1番地

スター株式会社

乙【吸収合併消滅会社】

東京都品川区丙町1番地

ムーン株式会社

（効力発生日）

第2条 合併の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は、平成31年1月1日とする。ただし、合併手続の進行に応じて必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

（合併に際して交付する株式の割当てに関する事項）

第3条 甲は、合併に際して新株を発行し、効力発生日時点の乙の株主名簿に記載された株主に対し、その所有する乙の株式1株につき、甲の株式3株の割合をもって割り当てる。ただし、甲は、効力発生日の前日までに株式1株につき2株の割合をもって株式の分割を行うものとする。

（増加する資本金及び準備金の額等）

第4条 甲が乙との合併により増加する資本金、準備金の額等は、次のとおりとする。ただし、効力発生日の前日における乙の資産及び負債の状況により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

(1) 増加する資本金の額 金1億円

(2) 増加する準備金の額等 会社計算規則の規定に従い、甲が定める。

(合併承認総会)

第5条 甲及び乙は、株主総会（以下「合併承認総会」という。）を招集し、合併の効力発生日の前日までに本契約の承認及び合併に必要な事項に関する決議を求める。

(善管注意義務)

第6条 (略)

(合併条件の変更及び本契約の解除)

第7条 (略)

(本契約の効力)

第8条 本契約は、甲及び乙の合併承認総会の承認が得られないときは、その効力を失う。

(本契約に定めのない事項)

第9条 (略)

本契約締結の証として本契約書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が正本を乙がその写しをそれぞれ保有する。

平成30年11月13日

甲

【吸収合併存続会社】東京都港区甲町1番地

スター株式会社

代表取締役 A (印)

乙

【吸収合併消滅会社】東京都品川区丙町1番地

ムーン株式会社

代表取締役 H (印)

別紙7

【平成30年11月13日開催のスター株式会社の取締役会における議事の概要】

第1号議案 合併契約締結の件

当社が、ムーン株式会社と平成31年1月1日付けで合併する案につき説明があり、別紙の合併契約書のとおり契約を締結することについて、満場一致をもって承認可決された。

第2号議案 株式の分割の件

当社の株式を分割することについて、次のとおりの内容が諮られ、原案のとおり満場一致をもって承認可決された。

1. 平成30年12月30日最終の株主名簿に記載された株主の所有株式を、株式1株につき2株の割合をもって分割する。
2. 株式の分割の効力は、平成30年12月31日に生ずるものとする。

第3号議案 発行可能株式総数の変更の件

第2号議案で承認可決された株式の分割の効力が発生することを条件として、発行可能株式総数を8000株に変更することについて、満場一致をもって承認可決された。

※第1号議案の別紙は、別紙6と同一の内容である。ただし、契約日付、押印はない。

別紙 8

【平成 30 年 11 月 20 日開催のスター株式会社の臨時株主総会における議事の概要】

第 1 号議案 合併契約承認の件

別紙 6 のとおりの合併契約の承認が諮られ、満場一致をもって承認可決された。

第 2 号議案 定款変更の件

次のとおり、定款の一部を変更することが諮られ、満場一致をもって承認可決された（下線は変更部分）。

変更前	変更後
(事業年度) 第 22 条 当会社の事業年度は、 <u>毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までの年 1 期</u> とする。	(事業年度) 第 22 条 当会社の事業年度は、 <u>毎年 2 月 1 日から翌年 1 月 31 日までの年 1 期</u> とする。

第 3 号議案 取締役選任の件

第 1 号議案の合併の効力が発生することを条件として、取締役 1 名を選任することが諮られ、満場一致をもって下記のとおり選任された。

取締役 H

別紙 9

【平成 30 年 12 月 25 日開催のスター株式会社の取締役会における議事の概要】

第 1 号議案 代表取締役選定の件

代表取締役を選定することが諮られ、出席取締役全員の一致をもって下記のとおり選定された。

さいたま市浦和区戊町 1 番地

代表取締役 B

なお、被選定者は、席上就任を承諾した。

【平成 31 年 3 月 28 日開催のスター株式会社の定時株主総会における議事の概要】

第 1 号議案 計算書類承認の件

計算書類の承認を求めたところ、満場一致をもって承認可決された。

第 2 号議案 定款変更の件

次のとおり、定款の一部を変更することが諮られ、満場一致をもって承認可決された（下線は変更部分）。

変更前	変更後
<u>(監査の範囲)</u>	
<u>第 18 条 監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限定する。</u>	【削除】
【新設】	<u>第 6 章 会計監査人</u>
【新設】	<u>(会計監査人設置会社)</u>
【新設】	<u>第 26 条 当社は、会計監査人を置く。</u>
【新設】	<u>第 27 条～第 29 条 (略)</u>
<u>第 6 章 計 算</u>	<u>第 7 章 計 算</u>
(事業年度)	(事業年度)
<u>第 22 条 <条文省略></u>	<u>第 30 条 <現行どおり></u>
以下 <条文省略>	以下 <現行どおり> (条文番号繰下げ)

第 3 号 議案取締役及び監査役の選任の件

取締役 2 名及び監査役 1 名を選任することが諮られ、満場一致をもって下記のとおり選任された。なお、取締役 J は、社外取締役の要件を満たしている。

取締役 J
取締役 K
監査役 Q

第 4 号議案 会計監査人選任の件

会計監査人 1 名を選任することが諮られ、満場一致をもって下記のとおり選任された。

会計監査人 東京都港区乙町 1 番地 R 監査法人

別紙 11

【平成 31 年 3 月 28 日開催のスター株式会社の取締役会における議事の概要】

第 1 号議案 代表取締役選定の件

代表取締役を選定することが諮られ、出席取締役全員の一致をもって下記のとおり選定された。

千葉市中央区乙町 1 番地

代表取締役 K

なお、被選定者は、席上就任を承諾した。

別紙 12

【司法書士法務直子の聴取記録（平成 31 年 1 月 4 日）】

- 1 別紙 1 は、平成 30 年 11 月 20 日現在におけるスター株式会社の登記記録を抜粋したものである。
- 2 別紙 2 は、平成 30 年 11 月 20 日現在におけるスター株式会社の定款を抜粋したものである。
- 3 別紙 3 は、平成 30 年 11 月 20 日現在におけるムーン株式会社の登記記録を抜粋したものである。
- 4 別紙 4 は、平成 30 年 11 月 20 日現在におけるスター株式会社の株主名簿を抜粋したものである。
- 5 別紙 5 は、平成 30 年 11 月 20 日現在におけるムーン株式会社の株主名簿を抜粋したものである。
- 6 平成 30 年 11 月 13 日に開催されたスター株式会社の取締役会には、取締役の全員が出席し、その議事の概要は別紙 7 に記載されているとおりである。
- 7 平成 30 年 11 月 20 日に開催されたスター株式会社の臨時株主総会には、株主 A、B、D 及び E が出席し、第 1 号議案及び第 2 号議案に関して議決権を行使したが、第 3 号議案の直前に、株主 D は退席して第 3 号議案に関して議決権を行使しなかった。その議事の概要は、別紙 8 に記載されているとおりである。
- 8 平成 30 年 11 月 20 日に開催されたムーン株式会社の臨時株主総会には、議決権のある株主全員が出席し、別紙 6 のとおりの合併契約の承認が諮られ、満場一致をもって承認可決された。
- 9 スター株式会社及びムーン株式会社は、平成 30 年 11 月 21 日に、別紙 6 の吸収合併契約に係る吸収合併に関して、それぞれ官報公告を行い、かつ、それぞれの知れている債権者全員に対し、各別の催告を行った。なお、異議を述べた債権者は、いずれもいなかった。
また、資本金の額は、会社法及び会社計算規則の規定に従って計上している。
- 10 スター株式会社は、平成 30 年 12 月 10 日に、別紙 7 の株式の分割に関して、官報公告を行った。
- 11 平成 30 年 12 月 31 日までに上記吸収合併に関する全ての手続を完了した。
- 12 平成 30 年 12 月 20 日に、A が死亡した。
- 13 平成 30 年 12 月 25 日に開催されたスター株式会社の取締役会には取締役 B 及び同 F が出席し、その議事の概要は別紙 9 に記載されているとおりである。また、別紙 9 の取締役会の議事録に押されている印鑑は、全て市町村に登録されている印鑑である。

別紙 13

【司法書士法務直子の聴取記録（平成 31 年 4 月 3 日）】

- 1 平成 31 年 1 月 25 日に、スター株式会社は、同社の株主であった亡 A の株式を相続により取得した相続人から、株主名簿書換請求を受け、同日、当該請求に基づき株主名簿の書換えを行った。
- 2 東京家庭裁判所は、スター株式会社の取締役 F について補助開始の審判をし、当該審判は、平成 31 年 3 月 1 日に、確定した。同月 5 日、スター株式会社は、取締役 F から、辞任届の提出を受けた。
- 3 スター株式会社の平成 31 年 3 月 28 日に開催された定時株主総会には、議決権のある株主全員が出席し、その議事の概要は別紙 10 に記載されているとおりである。
- 4 スター株式会社の平成 31 年 3 月 28 日に開催された定時株主総会の終結後直ちに開催された取締役会には、取締役及び監査役の全員が出席し、その議事の概要は別紙 11 に記載されているとおりである。また、別紙 11 の取締役会の議事録に押されている印鑑は、全て市町村に登録されている印鑑である。

解答例

第1欄

【登記の事由】

株式の分割
発行可能株式総数の変更
吸収合併による変更
取締役及び代表取締役の変更

【登記すべき事項】

平成30年12月31日変更
発行済株式の総数 2,000株
同日変更
発行可能株式総数 8,000株
平成31年1月1日次のとおり変更
発行済株式の総数 2,210株
資本金の額 金5億円
平成30年12月20日代表取締役である取締役A死亡
平成30年12月25日次の者就任
さいたま市浦和区戊町1番地
代表取締役 B
平成31年1月1日取締役H就任
同日東京都品川区丙町1番地ムーン株式会社を合併

【登録免許税額】

金21万円

【添付書面の名称及び通数】

株主総会議事録	1 通 ※1
株主の氏名又は名称，住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）	1 通 ※2
取締役会議事録	2 通
吸収合併契約書	1 通
公告及び催告したことを証する書面 異議を述べた債権者はいない	2 通 ※3
資本金の額が会社法第 445 条第 5 項の規定に従って計上されたことを証する書面	1 通
登録免許税法施行規則第 12 条第 5 項の規定に関する証明書	1 通
吸収合併消滅会社の登記事項証明書	1 通
吸収合併消滅会社の株主総会議事録	1 通 ※1
吸収合併消滅会社の株主の氏名又は名称，住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）	1 通 ※2
吸収合併消滅会社の公告及び催告したことを証する書面 異議を述べた債権者はいない	2 通 ※3
死亡届	1 通
取締役Hの就任承諾書	1 通
代表取締役Bの就任承諾書 取締役会議事録の記載を援用する	
印鑑証明書	2 通
本人確認証明書	1 通
委任状	1 通

※1 まとめて「株主総会議事録 2 通」と記載しても，正解とする。

※2 まとめて「株主の氏名又は名称，住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト） 2 通」と記載しても，正解とする。

※3 まとめて「公告をしたことを証する書面 1 通又は 2 通
催告をしたことを証する書面 2 通」と記載しても，正解とする。

第2欄

【株主の氏名又は名称】

A, B, C, H, I

第3欄

【登記の事由】

取締役、代表取締役、監査役及び会計監査人の変更
監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定め廃止
会計監査人設置会社の定めの設定

【登記すべき事項】

平成31年3月5日取締役F辞任
平成31年3月28日次の者退任
取締役 B
監査役 P
同日代表取締役B資格喪失により退任
同日次の者就任
取締役 J
取締役 K
千葉市中央区乙町1番地
代表取締役 K
監査役 Q
会計監査人 R監査法人
同日監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定め廃止
同日設定
会計監査人設置会社

【登録免許税額】

金6万円

【添付書面の名称及び通数】

定款	1 通
株主総会議事録	1 通
株主の氏名又は名称，住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）	1 通
取締役会議事録	1 通
辞任届	1 通
取締役 J の就任承諾書	1 通
取締役 K の就任承諾書	1 通
代表取締役 K の就任承諾書	
取締役会議事録の記載を援用する	
監査役 Q の就任承諾書	1 通
会計監査人 R 監査法人の就任承諾書	1 通
印鑑証明書	4 通
委任状	1 通

第4欄

【理由】

平成31年3月28日開催の定時株主総会で決算書類の承認を受けることにより、スター株式会社は大会社に移行している。大会社は会計監査人設置義務があるため。

また、会計監査人設置会社は監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定めることはできないため。